

議 事 日 程 (第1号)

平成22年4月28日(水曜日)午前9時30分 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

(日程追加)

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長の選挙

日程第5 常任委員の選任

日程第6 議会運営委員の選任

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

専第2号 東白川村税条例の一部を改正する条例について

専第3号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

専第4号 平成21年度東白川村一般会計補正予算(第15号)

専第5号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第7号)

専第6号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第7号)

専第7号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算(第9号)

日程第8 議案第33号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について

日程第9 議案第34号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第35号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例について

日程第11 議案第36号 東白川村出産祝金に関する条例について

日程第12 議案第37号 平成22年度東白川村一般会計補正予算(第1号)

日程第13 議案第38号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第14 議案第39号 平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議案第40号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第41号 平成22年度東白川村下水道特別会計補正予算(第1号)

日程第17 同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第18 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

---

出席議員(7名)

1番 村 雲 辰 善

2番 桂 川 一 喜

3番 樋 口 春 市

4番 服 田 順 次

5番 今 井 保 都

6番 安 倍 徹

7番 安 江 祐 策

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
村 民 課 長	小 池 毅	産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸
教 育 課 長	安 江 宏	診 療 所 事 務 局 長	安 江 弘 企
総 務 課 長 補 佐 兼 行 政 係 長	安 江 良 浩	総 務 課 長 補 佐 兼 企 画 財 政 係 長	安 江 誠

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	河 田 孝
------------------	-------

---

開会及び開議の宣告

議会事務局書記（河田 孝君）

開会に先立ち、村長があいさつを申し上げます。

村長（安江眞一君）

改めまして、おはようございます。

ことしも春といえますか、初夏に近くなってまいりましたが、なかなか天候が不順ということで、農作物等心配をしております。まだまだ4月でございますので、お茶の遅霜等心配でございます。天気と同じように、鳩山内閣は右往左往しておりまして、まことに我々にとっては心配の種でございます。一日も早く政治が安定をすることが望ましいと考えております。特に鳩山政権の支持率も20%台となってまいりまして、どうなることかと心配をするところでございます。しっかり見定めていきたいと思っております。

それから、御案内のとおり、さきの村長選挙並びに議会議員選挙におきましては、村民の皆様のお理解のおかげをもちまして、双方とも無投票ということできょうにつながってまいりました。大変ありがたいことであると同時に、大きな責任を感じるところでございます。また、議員の皆様方、おめでとうございました。新しい新進気鋭の議員さんが3名登場されまして、今後、議会も新しい構成がされ、そして東白川村政に新しい風が吹いてくるものと期待をしております。私も2期目ということで一生懸命頑張らせていただきますので、どうか新しいアドバイス、御助言をいただきますようお願いを申し上げます。

それから、もう御存じのことであると思いますが、課長も異動がありましたし、職員も異動がありました。4月が大方終わろうとしておりますので、ぼちぼち落ちついて予算の執行に当たろうとしているところでございます。議員の皆様方にも、また新しい職員、御指導いただきますようお願いを申し上げます。

それからイベントでございますが、御存じのように、5月3日にはツチノコ探しが行われるわけございまして、天気予報を見ますと天気もいいようでございますので、どうか盛会であることを祈念しております。

それともう一つ、ことしから河川環境整備、大きな予算を使いまして川をきれいにいたしました。要らないものを切って捨てたわけでございますが、まだまだ水が出てくると流れていく心配がございますし、新しいものも生えてまいりますので、5月16日に村民一斉環境デーとして、村の美化を考えるということを年中行事にしていきたいなあと考えて、ことしは豊かな海づくりの協賛行事として計画をいたしました。どうか村民の皆様、そしてまた議員の皆様方も御協力いただきますようお願いを申し上げます、本日の冒頭のあいさつにしたいと思っております。

本日は、議会の構成、そしてまた専決、補正予算も出しておりますので、どうか慎重審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げて、冒頭のあいさつとさせていただきます。御苦労さんでございます。

議会事務局書記（河田 孝君）

事務局書記の河田孝です。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の安倍徹議員を御紹介します。安倍徹議員、議長席へお着きください。

〔臨時議長 議長席に着席〕

臨時議長（安倍 徹君）

ただいま紹介されました安倍徹でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。皆様の御協力をよろしくお願いたします。

ただいまから平成22年第2回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

#### 仮議席の指定

臨時議長（安倍 徹君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

#### 議長の選挙

臨時議長（安倍 徹君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は7名です。

次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に村雲辰善君、桂川一喜君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

村雲辰善君、桂川一喜君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票。

有効投票のうち、服田順次君6票、安倍徹君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、服田順次君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選された服田順次君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、服田順次君からあいさつをいただきます。

新議長（服田順次君）

ただいまは議長に御推挙をいただき、身に余る光栄と心から感謝を申し上げます。もとよりその器ではございませんけれども、議会のまとめ役として一生懸命務めさせていただきますので、議員の皆様方、また村長さんを初め職員の皆様方には、それぞれの立場から御指導と御協力をいただきますことを心からお願いを申し上げ、簡単ではございますが就任のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

臨時議長（安倍 徹君）

服田順次議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務はすべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。

〔新議長 議長席に着席〕

議長（服田順次君）

これから事務局職員が追加議事日程を配付します。

〔追加議事日程配付〕

議席の指定について

議長（服田順次君）

日程第 1、議席の指定を行います。

これから事務局職員が議席表を配付します。

〔議席表配付〕

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました議席表のとおり指定します。

ここで暫時休憩とします。

午前 9 時 51 分 休憩

午前 9 時 55 分 再開

議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（服田順次君）

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、1 番 村雲辰善君、2 番 桂川一喜君を指名します。

会期の決定について

議長（服田順次君）

日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

副議長の選挙

議長（服田順次君）

日程第 4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は 7 名です。

次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に 3 番 樋口春市君、5 番 今井保都君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局職員が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

3番 樋口春市君、5番 今井保都君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

選挙の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票数7票、無効投票数ゼロ。

有効投票のうち、安江祐策君6票、今井保都君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、安江祐策君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された安江祐策君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、安江祐策君からあいさつをいただきます。

新副議長（安江祐策君）

ただいまは副議長という職を拝命いたしました。まことにありがとうございました。

先ほどは服田議長も決まりまして、特に今回、議会の飛躍、新しく3名の新人議員も見えます。そんな中で議長を助け、また議会3名の新人も含めてこれから行政とともに頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

以上をもって、副議長就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

常任委員の選任

議長（服田順次君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員については、当議会は、総務常任委員会の1委員会となっており、議員全員が総務常任委員会の委員となります。

お諮りします。総務常任委員会の委員は、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、1番 村雲辰善議員から7番 安江祐策議員までの全員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を総務常任委員会の委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午前10時05分 休憩

午前10時09分 再開

議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 議会運営委員の選任

議長（服田順次君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員には、東白川村議会委員会条例第7条の規定によって、5番 今井保都議員、6番 安倍徹議員、7番 安江祐策議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました方を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午前10時10分 休憩

午前10時13分 再開

議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 承認第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、専第2号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてから専第7号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第9号）までの6件を専決処分関連により一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

それでは、お手元の議案書をよろしくお願ひします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求め。平成22年4月28日提出、東白川村長。

記1．東白川村税条例の一部を改正する条例について。2．東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。3．平成21年度東白川村一般会計補正予算（第15号）。4．平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）。5．平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）。6．平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第9号）でございます。

議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

村民課長（小池 毅君）

専第2号 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成22年3月31日、東白川村長。

1．東白川村税条例の一部を改正する条例について。

次のページでございますが、1ページから16ページにかけまして、東白川村税条例の一部を改正する条例を上げております。また、別添で提出議案新旧対照表と説明資料を添付しておりますので、説明資料に基づきまして改正の概要を説明いたします。

それでは、東白川村議会臨時会説明資料の次のページ、1ページと2ページで説明をさせていただきます。

東白川村税条例等の一部改正（専決処分）について。

専決理由、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、東白川村税条例の改正について急施を要するため、3月31日専決処分したものです。

主な改正概要、新条例、第28条の3の2、個人の村民税に係る給与所得者の扶養親族申告書。

第28条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書。これは子ども手当及び高校無償化制度実施に伴い、個人の村民税に係る対象年齢層の扶養控除の廃止を定めるものです。具体的に下に書いてありますように、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除33万円を廃止し、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分12万円を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除45万円及び23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除33万円については現行どおりとなります。平成23年1月1日施行となります。

続きまして、第32条の2の2、給与所得に係る個人の村民税の特別徴収。

第32条の3、給与所得に係る特別徴収義務者の指定等。これは65歳未満の公的年金等に係る所得

を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して一括徴収できることとなります。平成23年1月1日の施行となります。

続きまして、第12条、納税期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金。

第24条、均等割の税率。

第32条の6、法人の村民税の申告納付。

第32条の7、法人村民税に係る不足税額の納付の手続では、村内に事務所もしくは事業所を有する法人、または外国法人が国外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合に申告納付すべき法人税額から控除されます。同様に延滞金や均等割が適用されます。この関連する条項につきましては、主に法人住民税を対象に税負担軽減措置等に関係するものでございます。平成22年10月1日の施行となっております。

続きまして、2ページになります。

第77条、たばこ税の税率。

附則第14条、たばこ税の税率の特例。市町村たばこ税、1,000本につき現行の3,298円から4,618円ということで、市町村たばこ税の税率が引き上げられます。これは、平成22年10月1日の施行でございます。

続きまして、第36条第6から7項、固定資産税の納税義務者等。地方自治法の一部を改正する法律に伴い、「、地方開発事業団」が削除されます。これは、主に公有水面の埋立地の所有者の規定の関連する一部改正でございます。これは、22年3月31日の施行となります。

続きまして、附則第15条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る村民税の所得計算の特例。

附則第16条の4、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例。

附則第16条の5、保険料に係る個人の村民税の課税の特例。非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されます。非課税口座とは、非課税の適用を受けるために一定の手続により、金融商品取引業者等の営業所に設置された上場株式等の振りかえ記載等に係る口座を言います。平成25年1月1日の施行となります。

続きまして、専第3号 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成22年3月31日、東白川村長。

1. 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

次のページ、1ページから4ページにかけて、東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を上げております。

これも別添の説明資料に基づきまして改正の概要を説明させていただきます。

先ほどの説明資料をごらんいただきたいと思います。

3ページでございますけれども、東白川村国民健康保険税条例の一部改正（専決処分）について。

専決理由、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、東白川村国民健康保険税条例の改正について急施を要するため、3月31日専決処分したものです。

主な改正概要としましては、第2条、第23条、課税額等。国民健康保険税の基礎課税額等の改正が行われました。基礎課税額分の賦課限度額を「47万円」から「50万円」に引き上げられ、後期高齢者支援金等は限度額を「12万円」から「13万円」に引き上げられました。これは、国民健康保険税の賦課金は、所得割、資産割、均等割、平等割によってそれぞれの料率によって算出し、その合算保険税が限度額を超える場合は、保険税を限度額とすることになっております。その限度額について医療給付費分が3万円、後期高齢者支援金分が1万円に引き上げられております。これは、平成22年4月1日の施行でございます。

続きまして、第23条の2、第24条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の特例等。平成22年4月から特例対象被保険者等に対する国民健康保険税の軽減措置が創設されました。平成21年3月31日以降に解雇や雇いどめなどにより職を失われた非自発的失業者の国民健康保険税につきまして、失業時からその翌年度末までの間、前年度所得の給与所得を100分の30とみなして算定することになりました。これは、平成22年4月1日施行でございます。

附則第2項、第7項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例等。地方税法第703条の5第1項が同法第703条の5に変更されました。これは条項の変更等でございます。平成22年4月1日の施行になっております。

附則第13項、第14項、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例等。「租税条約実施特例法」の名称が「租税条約等実施特例法」と変更されましたという改定でございます。平成22年6月1日からの施行となっております。以上でございます。

議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

それでは、専第4号 平成21年度東白川村一般会計補正予算（第15号）。平成21年度東白川村一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ929万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,181万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は「第2表 繰越明許費補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成22年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページにあります歳入歳出予算補正は説明を省略させていただきます。

4ページをお願いします。

第2表でございますが、繰越明許費補正です。

2款総務費、1項の総務管理費、事業名はきめ細かな交付金事業でございます。変更前金額が8,667万5,000円でしたが、これを1億400万9,000円に変更するものであります。

続いて説明資料でございますが、6ページ、7ページでございます事項別明細書の総括は省略をさせていただきます、8ページからお願いします。

まず歳入でございますが、13款2項の国庫支出金、国庫補助金のところでございますが、まず2目の総務費国庫補助金、補正額は1,464万5,000円でございます。これは、21年度にありました交付金事業2本ありまして、地域活性化・経済危機対策交付金については65万5,000円の減額。これは事業費の確定の部分であります。追加第2次交付がございました地域活性化・きめ細かな臨時交付金について1,530万円の増額補正をするものでございます。差し引きで1,465万5,000円の追加であります。

3目の民生費国庫補助金は、10月に実施予定でございました子育て応援特別手当というのは、政権の交代により中止になりましたので、予算化しておりましたが減額にするものであります。補正額198万円になります。

10目の教育費国庫補助金につきましては、補正額18万3,000円の減額でございますが、これは小・中学校に通信技術環境整備事業として、地デジ対応のテレビとか電子黒板、パソコン等を整備した事業でございますが、事業費確定による減額でございます。

次に、13款3項2目の総務費国庫委託金でございますが、これは60万4,000円の減額。昨年度行いました小水力発電による市民共同発電実現可能性調査委託金でございますが、事業費の確定による減額でございます。

14款2項3目の民生費県補助金20万の増額、これはぬくもり灯油に関する県振興補助金ということで計上させていただきます。財源補正でございます。

同じく10目の教育費県補助金10万円。これも高校生の通学支援に対する振興補助金10万円の追加でございます。

次のページでございますが、16款1項2目の指定寄附金21万5,000円の増額。これは、ふるさと思いやり基金へ、ごらんの方々から寄附をいただいたものであります。

18款1項1目繰越金は259万9,000円の減額でございます。前年度繰越金の減額です。

19款4項4目の雑入でございますが49万7,000円の減額。これは説明欄にございます、まずCATVの災害保険金ということで、昨年の雷の被害に対する保険金が入ったということで276万円の増額でございますし、次の国・県補助金返還負担金は、昨年度予算化していただきました新世紀工房のギョウザ工房を改装したいという事業を計画しておりましたが、見直しをするということで新世紀工房から県補助金の分を返還してもらう予定の、負担金115万8,000円ですが、これの見直しということで、これは減額するものでございます。それから、次の土地改良事業交付金につきましては、事業の確定による減額です。次のグレーチング廃材売払収入、村道補修事業でグレーチングを新たに更新しましたが、使わなくなったグレーチングについては、各集落へ要望に従って配付しましたが、壊れて使えない分については金属ということで売払ったものであります。次の高校生通学バス利用者負担金は利用者の減による減額ということで、総額49万7,000円の減額でございます。

次のページでございますが、歳出でございます。

2款1項1目一般管理費21万5,000円の補正でございますが、これは、先ほどのふるさと思いやり寄附金を積み立てしてございます。

6目の企画費でございますが、1,347万8,000円の増額。これは、説明欄にずうっと書いてございますが、経済危機対策については事業費が確定したもので減額補正されておりますし、特に農地等整備・保全推進事業ということで、土地改良に関する修繕をやってまいったわけですが、全体で354万3,000円事業量が減ったということで変更をするものでございます。それから、経済危機対策事業の11万円の減額ですけれども、学校情報通信技術環境整備事業、中学校のデジタルテレビ導入で11万円の減額。これらが減額予算でございまして、次の11ページにきめ細かな交付金事業につきましては、第2次配付があったということで、それぞれ計上しておりました委託料、工事請負費、特別会計へ繰り出しして実施する事業についての繰出金等をそれぞれ増額しまして、この部分が1,770万4,000円でございます。それから、先ほどの歳入の方にも出てまいりましたけど、小水力発電実現可能性調査事業については、事業が終了しまして、会議の回数とか出張の回数等が予定より少なかったということで全体で57万3,000円の減額とするものでございます。

12ページでございますが、10目の地域情報化事業費でございますが、これはCATVのテレビカメラでございますが、落下をさせまして故障したため修繕を行ったもので、31万8,000円の追加補正でございます。

3款1項3目の保健福祉費でございますが、これは補正額はゼロでございますが、先ほどありましたように、県支出金ということで振興補助金がついたための一般財源からの財源補正でございます。

次のページでございますが、民生費ということで、2項1目児童福祉総務費でございますが、先ほど歳入のところでありました子育て応援特別手当交付金支給事業を中止したということで、198万円の減額でございます。

4款1項5目環境対策費は、これは当初、環境対策費として組んでおりました臨時職員の賃金がフォレストスタイルの方の担当になったということで減額の33万5,000円であります。予算が余ったということです。次の6款1項4目の農業構造改善事業費でございますが、これは先ほど歳入のところの説明しました新世紀工房、道の駅のギョウザ工房の改装のために農業構造改善事業で受けておりました補助金、あるいは県の補助金等を返還する予算を組んでおりましたが、延期になったため、返還額について減額をするものでございます。

14ページ、これは6款1項6目の畜産業費でございますが、白川町と共同設置してある獣医師設置負担金について、回数がふえたということで10万8,000円の増額でございます。

10款1項2目事務局費、教育費でございますが、これは高校生通学支援の支援事業による高校生通学バスの負担金の減額でございます。利用者の減でございます。

次の12款公債費、1項1目の元金でございますが123万3,000円の減額。これも先ほどの新世紀工房の事業計画の変更に伴う公債費の返還部分について減額をするものでございます。以上でございます。

議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

村民課長（小池 毅君）

専第5号 平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）。平成21年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成22年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの歳入歳出予算補正及び5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は省略させていただきまして、7ページの方から説明させていただきます。

2．歳入。3款国庫支出金、2項国庫補助金、4目出産育児一時金補助金、補正額は20万円となっております。

10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額は20万円の減となっております。

3．歳出。2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額は特にありません。これにつきましては、2009年度、10月の法改正によりまして、出産育児一時金が4万円増額となりました。申請10件分の増額分40万円に対しまして、2分の1の国費分20万円が増額されましたので、その歳入に関する財源補正としまして国庫補助金を20万円増額し、前年度繰越金を20万円減額とするものでございます。

続きまして、専第6号 平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）。平成21年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,062万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は「第2表 繰越明許費補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成22年3月31日、東白川村長。

2ページ、3ページの歳入歳出予算補正は省略させていただきます。

次の4ページの繰越明許費補正を説明します。

2款簡易水道事業費、1項簡易水道建設事業費、事業名、きめ細かな交付金事業、変更前の金額は629万1,000円でありまして、変更後754万9,000円。これも交付金の20%を増額する補正でございます。

続きまして、6ページと7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は省略させていただきまして、8ページから説明させていただきます。

2．歳入。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額は110万6,000円でご

ございます。きめ細かな交付金事業による一般会計繰入金でございます。

次のページですが、3.歳出。2款簡易水道事業費、1項簡易水道建設事業費、1目東白川簡易水道建設事業費、補正額は110万6,000円でございます。これは、きめ細かな交付金事業として簡易水道に係ります大明神浄水場の設備の修繕工事等でございます。以上です。

議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江弘企君。

診療所事務局長（安江弘企君）

専第7号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第9号）。平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,016万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することができる経費は「第2表 繰越明許費補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成22年3月31日、東白川村長。

2ページの第1表と、それから3ページを省略させていただきまして、4ページの第2表 繰越明許費の補正ですけれども、1款1項で、事業名がきめ細かな交付金事業ですけれども、変更前が703万5,000円、変更後が844万2,000円であります。

説明資料の6ページになりますけれども、事項別明細書の総括の朗読をさせていただきまして、8ページになりますけれども、2の歳入から説明させていただきます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額138万3,000円。説明欄にありますように、きめ細かな交付金、一般会計からの繰入金でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額25万円。説明欄にありますように、3名の方から寄附金をいただいたものでございます。

9ページでございますけれども、3.歳出。1款1項1目一般管理費、補正額138万3,000円。説明欄にありますけれども、きめ細かな交付金事業の工事費の関係でございます。

3款1項1目基金積立金、補正額25万円。これは、寄附いただいたものを積み立てするものでございます。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 安倍徹君。

6番（安倍 徹君）

きめ細かな交付金事業によって増額が今回出ておりますけれども、これまで説明していただいた23項目にわたる、いわゆる地域活性化・きめ細かな臨時交付金実施計画に基づくものよりもふえておりますが、項目がふえたのか、単価がふえたのか、その辺のところの、それぞれによって違うと思いますが、この辺わかりますでしょうか。

議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

きめ細かな交付金につきましては、事業がふえたわけではなく、それぞれの事業について一律20%の増額でとりあえず企画費で予算を組んで、それから詳細に事業を実施するところに企画費で予算を組んでおりますと、事業によってはそこのところのやりとりが事務的にはやりやすいということで、今のところでは全事業について20%の上積みの予算をして計上してあります。

〔挙手する者あり〕

議長（服田順次君）

6番 安倍徹君。

6番（安倍 徹君）

じゃあ、いわゆるおおよその数字というのは、予算総額というとらえ方でよろしゅうございますか。内容については、精査していただくわけではなく、事業項目の主題だけは上げてあるけれども、その中でこの事業をやるという考え方でよろしいですか。単価が決めてという積み上げ方式ではないという解釈でよろしいですか。

議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

交付金の申請を行いますときに、あらかじめ見積もりといたしますか、そういう形をとっておりますが、そのときにも一般財源をある程度つけて、余裕を持った予算にしておりますが、今回、国の方から1,530万ほどふえてきたということでもありますので、これをもう一度、財源をしっかりと交付金を残さないように使うのが我々の使命だと思っておりますので、一般財源はなるべく使わないように事業を再度チェックして実施をしたいということで、一律で20%は仮に上げさせていただいて、これから精査をしてやっていきたいということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（服田順次君）

5番 今井保都君。

5番（今井保都君）

今、少し気になるわけですがけれども、事業名で完了した事業はいいとして、23年までにはほとんど繰り越しでやられるわけですがけれども、内容については工法を変えとか、それからまた、機械の修理等については、修理じゃなくて、具体的に更新した方が長もちするんじゃないとか、それ

からまた、空調設備なんかの場合は、ちょっとよく、今からエコ対策というか、そういったものを考慮してなるべくこの財源の中でやればいいんですけども、村の村単予算を使って、この際だから、そういうエコ対策も考慮したような事業にしていくことを検討していったらどうかと。ただ、20%アップした分だけで事業を組んだだけでは、せっかくの交付金ですので、もっと内容を精密に精査していただいて予算を組んでいただければ、いい事業ができるんじゃないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

きめ細かな交付金ですけども、これは初めに8,000万ほどふえてくるという予想はある程度できたわけですが、その金をどう使うかという面において、ヒアリングの場合に20%以上事業をふやして、この分は一財で全部組んであります。だから、ふえてきた分は一財が減るということです。一般財源を組み込んで事業の予算を立てて、そして交付金がふえてきたら一般財源、自分ところの金は使わずに交付金でやるという事業ですので、そこのところは御理解をいただくと、補正予算がおわかりにならんかもしれませんが、入ってきたら、それだけのものはかかるということで、交付金が満杯に来れば、その分を一財をふやすということで御理解をいただきたい。

それで、今議員おっしゃいました、直して使うよりは、目いっぱい予算を組んでやっぱり新たに買いかえた方がいいんじゃないか、こういうことは当然のことでございますが、これは費用対効果のことを考えながらかえなければならんところはかえるし、かえなくてもいいのは、修理だけでよければ修理だけで済ます、こういうふうに御理解をいただきたいと思います。

議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第2号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてから専第7号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第9号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第2号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてから専第7号 平成21年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第9号）までの6件については、

原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩とします。休憩の後は11時5分から再開しますので、よろしく願いをいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時04分 再開

議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第33号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第8、議案第33号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

議案第33号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成22年4月28日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、変更計画を載せてございます。

これは、全国瞬時警報システム（Jアラート）という事業を過疎債を使ってやろうとしておりますので、過疎計画の中に変更計画として、情報通信部分のところに入れさせていただいて、議会の議決をいただいております。Jアラートの事業につきましては、過疎債事業で22年度、今年度中にやる予定ということでございます。当初予算で1,410万ほどの予算ということで、一般財源55万2,000円と、地方債を420万ほど使おうという計画でございますので、過疎計画の中に明記していきたいということでお願いします。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第33号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

議案第34号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第9、議案第34号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

参事（今井俊郎君）

議案第34号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成22年4月28日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきます。

これは、今般、国会等の審議の中で、総務省、あるいは県からチェックオフ、いわゆる天引きでございしますが、給与から天引きすることについては根拠をしっかりとやりなさいという指導がございました。それに伴いまして、改正するものでありますが、朗読します。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条第2項各号を次のように改める。

- 1．東白川村職員の団体契約生命保険料及び損害保険料。
- 2．岐阜県市町村職員共済組合貸付償還金。
- 3．岐阜県市町村職員共済組合が行う共済貯金。
- 4．住宅入居料。
- 5．村長が必要と認める職員会費等。

附則、（施行期日）この条例は、公布の日から施行する。

お手元の新旧対照表ですが、中身について新旧対照表に載せてございますが、前は給与の減額等のところで3項目ありましたが、その3項目についてはちょっと表現を変えて表記してございますし、新たに住宅入居料とか、村長が認める職員会費等というのを定めて、根拠のある天引きができるという形に条例を改正させていただきますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第34号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第35号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第10、議案第35号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 安江弘企君。

診療所事務局長（安江弘企君）

議案第35号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例について。東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり提出する。平成22年4月28日提出、東白川村長。

次のページから条例を載せております。これにつきましては、現在、病院にあります療養病棟を介護老人保健施設に変えるために条例が必要になってきますので、上程をさせていただきます。

朗読をさせていただきます。

東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例。

（設置）第1条 要介護老人に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をを行い、要介護老人及び介護者たる家族の福祉推進を図るため、東白川村介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）第2条 介護老人保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

東白川村国保診療所附属介護老人保健施設。位置ですけれども、岐阜県加茂郡東白川村神土692番地の2。

(事業)第3条 介護老人保健施設は、介護保険法の規程による短期入所療養介護、介護保険施設サービス及び介護予防短期入所療養介護の提供に関する事業を行う。

(管理運営の基本方針)第4条 介護老人保健施設は、要介護老人の自立を支援し、その家庭への復帰を目指すものとし、管理運営に当たっては、介護老人保健施設に係る関係法令の精神及び基準に基づき、入所者の健康増進と福祉の向上に資するよう努めるものとする。

2. 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うものとする。

(定員)第5条 介護老人保健施設の定員は、15人とする。ただし、短期入所療養介護の利用定員は、入所定員から実入所者数を差し引いた数とする。

2. 災害等やむを得ない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。

(入所対象者)第6条 介護老人保健施設に入所することができる者は、介護保険法に定める介護保険受給対象者の資格を有し、かつ介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に該当し、村長が認めたものとする。

(使用の許可等)第7条 介護老人保健施設を使用しようとする者は、村長の許可を受けなければならない。

2. 村長は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件をつけることができる。

(使用の不許可等)第8条 村長は、次のいずれかに該当するときは、介護老人保健施設の使用を許可しないことができる。

1. 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
2. 施設を使用することが適当でないと認められるとき。
3. 施設の管理上支障があるとき。

(使用許可の取り消し等)第9条 村長は、第7条第1項の規定による許可を受けて使用する者(以下「使用者」という。)が次のいずれかに該当するときは、当該使用者の使用を停止し、または使用の許可を取り消すことができる。

1. この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
2. 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。
3. 前2号に掲げる場合ほか、村長が特に必要と認めるとき。

(使用料及び手数料)第10条 介護老人保健施設の使用料及び手数料は、介護保険法に定める施設介護サービス費及び日常生活に要する費用とする。

2. 施設介護サービス費は、介護保険法第48条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準に基づき算定される費用の額とする。

3. 日常生活に要する費用は、介護保険法第48条第1項に基づき日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用として、実費とする。

(使用料及び手数料の減免)第11条 村長は、特に必要があると認めるときは、前条の使用料及び手数料を減額し、または免除することができる。

(損害賠償)第12条 介護老人保健施設の設備または備品を損傷し、または滅失した者はその損害を賠償しなければならない。ただし、村長がやむを得ないと認めるときは、この限りではない。

(委任)第13条 この条例に定めのない事項については、東白川村国保診療事業所事業の設置等に関する条例及び東白川村国保診療所使用料及び手数料徴収条例を準用する。また、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則、(施行期日)1.この条例は、平成22年5月1日から施行する。

(経過措置)2.この条例の施行の日の前日までは、東白川村診療所事業の設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

議長(服田順次君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 安江祐策君。

7番(安江祐策君)

既に今回、老人保健施設の管理に関する条例なりできたということですが、昨年、今の療養型からこれに変わる場合の説明を受けたわけで、その中に2項目ぐらいまたクリアできない点があるということで、きょうその資料を持ってきておりませんが、その辺のことはどうなったかということをお聞きしておきたい。よろしくお願いします。

議長(服田順次君)

診療所事務局長 安江弘企君。

診療所事務局長(安江弘企君)

前の事務局長が説明しておったことで、栄養士を置かなければならないというふうになっておったようでございますけれども、それについては非常勤として行ってもいいということで説明を受けておりますし、きょう、この条例が認められれば、午後からですけれども、県から施設検査に行つて、5月1日から施行ができるというふうに予定をしております。

議長(服田順次君)

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第35号 東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第36号から議案第41号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第11、議案第36号 東白川村出産祝金に関する条例についてから日程第16、議案第41号 平成22年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）までの6件は、補正関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 安江弘企君。

診療所事務局長（安江弘企君）

議案第36号 東白川村出産祝金に関する条例について。東白川村出産祝金に関する条例を別紙のとおり提出する。平成22年4月28日提出、東白川村長。

次のページから条例を上げておりますので、朗読をさせていただきます。

東白川村出産祝金に関する条例。

（目的）第1条 この条例は、出産に対し、出産祝い金を支給することにより、次代を担う子の出産を奨励し、児童の健全な発育及び福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）第2条 この条例において「支給対象児」とは、出生後28日経過した者をいう。

2. この条例において18歳未満の子を既に養育している場合は、当該支給対象児を第2子以後と数える。

（支給資格）第3条 出産祝い金は、次の各号のいずれかに該当する者が、支給対象児を出産したときに支給する。

1. 住民基本台帳法に基づき本村の住民基本台帳に記録された後、引き続き村内に住所を有する者。

2. 出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者で、外国人登録法に基づく本村の外国人登録原票に登録された後、引き続き村内に住所を有する者。

（出産祝い金の額）第4条 出産祝い金の額は、支給対象児1人につき、次の各号のいずれかに該当する額とする。

1. 第1子出産に対し、3万円を支給する。

2. 第2子出産に対し、5万円を支給する。

3. 第3子以降の出産に対し、10万円を支給する。

(申請及び決定)第5条 出産祝い金の支給を受けようとする者は、村長に申請しなければならない。村長は、第3条の規定による申請書が提出されたときは、速やかに調査・決定し、出産祝い金を支給するものとする。

(出産祝い金の請求期間)第6条 出産祝い金の請求期間は、第2条の支給対象児の資格取得後、60日以内とする。

(支給資格の継承)第6条 第3条の規定による受給資格者が、死亡またはその他事情により受給資格を消失した場合は、支給対象児に該当する者を養育する者に支給することができる。

(出産祝い金の返還)第8条 村長は、偽りその他不正の手段によって出産祝い金の支給を受けた者がいるときは、その者が既に受けた金額の全部の返還を命ずることができる。

(委任)第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、(施行期日)この条例は、平成22年4月1日から施行する。

議長(服田順次君)

参事 今井俊郎君。

参事(今井俊郎君)

議案第37号 平成22年度東白川村一般会計補正予算(第1号)。平成22年度東白川村一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ259万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,540万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)第2条 既定の債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」による。平成22年4月28日提出、東白川村長。

次のページの2ページ、3ページの表は省略させていただきまして、5ページからでございますが、第2表の債務負担行為補正をお願いします。

変更でございますが、地籍調査機器として測量CADシステム、ソフトでございますけど、139万4,000円でリースで導入する予定でございましたが、財源が確保できましたので、後ほど詳しく説明しますが、リースをやめて買い取りで今年度整備をするということで、変更後は債務負担行為の額をゼロにするものでございます。

次に説明資料の方でございますが、事項別明細書、7ページ、8ページの総括のところは省略して、9ページの歳入からお願いします。

歳入の18款1項1目繰越金でございますが、259万7,000円の減額でございますが、前年度繰越金の減額でございます。

歳出でございますが、1款1項1目議会費でございますが、これから各項、目にわたりまして人件費の補正でございます。これは、4月の人事異動によりそれぞれ職員の配置が新たになったことにより、それぞれの配属先のところでの予算にするための補正と、当初予算を組んだときにはまだ

決定ができなかった共済費負担金が上がってまいりましたので、そのための共済費の増額等を含んだ内容でございます。人件費については、そういう理由でそれぞれの各款・項・目に対応してあります。そういうことで、まず議会費のところでございますが、これも共済費の負担金による1万7,000円の減額でございます。

2款1項1目一般管理費でございますが、1,272万4,000円の減額、これは大変大きい減額でございますが、今年度新規採用により4人入ったわけでございますが、最初は配属がわかりませんでしたので、全部総務管理費のところでは4人分組んでおりまして、これがそれぞれ配属が決まりましたので、それぞれの款、項、目のところへ変更したために大きな金額になっております。それと、先ほど言いましたそれぞれの共済費による増加も含んでおります。

11ページでございますが、5目の財産管理費17万1,000円の増額でございます。これは、今年度から支給が始まります子ども手当、職員に対する子ども手当を支給するための人事給与システムの変更のための委託料の増額でございます。

6目の企画費16万5,000円の増額でございます。これは、現在自治会長さんを通じて配付しております第4次総合計画の後期計画の住民アンケートをやるための費用、プロジェクトチームで検討して実施をすることにしましたが、当初計上がなかったアンケートのための賃金ですとか需用費について補正をお願いするものでございます。

それから、2款2項1目の税務総務費77万7,000円の減額でございます。これは人事異動による減額でございます。

それから、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費、これも人件費でございますが、人事異動によるものでございます。

13ページでございますが、3款1項1目住民福祉費337万1,000円の減額、これも異動による減額でございます。

同じく3目の保健福祉費についても共済費の率の改定による1万6,000円の増額です。

3款2項1目の児童福祉総務費でございますが、これも共済費の関係で1万7,000円の増額です。次の2目の認可保育所費でございますが、715万6,000円の減額。これも人事異動による変更でございます。

4款衛生費でございますが、1項1目保健衛生総務費15万1,000円の増額。これも異動によるものでございます。

同じく3目の母子健康センター費121万3,000円。これは、1万3,000円は共済費の値上げでございますが、出産祝い金120万円は、先ほど条例で説明しました第1子3万円、第2子5万円、第3子以降10万円、第1子については50人、第2子については9人、第3子については6人の予算を立てさせていただいております。合計で121万3,000円でございます。

一番下の欄でございますが、5目の環境対策費2万3,000円でございます。次のページにまいりますが、職員共済組合負担金です。

次の6目の廃棄物対策費40万3,000円の増額。これは、説明欄にございますように下水道特別会

計への繰出金でございますが、これも特別会計で見えております人件費のための増額補正でございます。

次に、6款1項1目の農業委員会費、こちらも人事異動と共済費の値上げによる率の改定による1万2,000円の増額です。

次に、2目の農業総務費、これは372万5,000円の増額。これは、新人がここに配属されます関係による増額等でございます。

次のページ、7目の農地費は、共済費の関係です。1万6,000円の増額です。

次に、2項1目林業総務費でございますが、2万7,000円の増額。これは共済費。

それから、3目の林道総務費10万1,000円の減額。これも人事異動の関係でございます。

次に17ページでございますが、1目の商工振興費1,075万7,000円の増額。これは、人事異動と新しい職員が配属されたことによるものであります。

8款の土木費、1項1目の土木総務費の共済費も同じ理由でございます。

次に、2目地籍調査費50万7,000円の増額でございますが、これは先ほど説明をいたしました地籍調査システムの関係リースから買い取りに変えたための差し引きでございまして、委託料27万3,000円の増額です。それから、使用料及び賃借料は、リース代が1年分34万9,000円の減額。リース料を減額して備品費として備品購入費で58万3,000円で設置をするものであります。

次に10款1項2目の事務局費、教育委員会事務局費でございますが、これも共済費の関係でございます。9万2,000円の増額でございます。

議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

村民課長（小池 毅君）

議案第38号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,692万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年4月28日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正及び5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は省略させていただきまして、7ページ、歳入から説明をさせていただきます。

2．歳入。10款1項1目繰越金、補正額が2万8,000円。これは前年度繰越金でございます。

次のページ、3．歳出。1款1項1目一般管理費、補正額が2万8,000円で、これは共済費の改定により負担金の増額でございます。

続きまして、議案第39号 平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,860万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年4月28日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの歳入歳出予算補正及び5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。3款1項1目介護給付費負担金、補正額が32万円でございます。

3款2項1目調整交付金、補正額は12万8,000円でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額は48万円でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額は20万円でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額が20万円でございます。

7款繰越金、1項1目繰越金、補正額は27万2,000円でございます。

次の9ページですが、3. 歳出。2款4項1目高額医療合算介護サービス費、補正額が160万円でございます。内容は、高額医療合算介護サービス費の給付費ということで160万円になっております。この内容ですが、高額医療高額介護合算制度につきましては、医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額になる場合、負担を軽減する制度で、それぞれ限度額が設定されておりまして、その限度を超えた部分につきましては、翌年度に支給をするという制度でございます。平成20年4月に施行されておりますが、制度のシステム整備の関係によりまして、22年度予算で21年度の受け付け分と、22年度分を支給するものでございますが、21年度確定額に対しまして、受け付け見込み予算額が15万円ということで過少見込みでありましたために、その差額70万円の補正。それから、21年度の確定額をもとに22年度の見込み分を想定いたしました90万円の分につきまして補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第40号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,367万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年4月28日提出、東白川村長。

これも2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

3款1項1目繰越金、補正額が112万2,000円の減でございます。これは前年度繰越金の減でございます。

9款1項1目の雑入、補正額が650万円増でございます。これは雑入としまして、管布設移転補償費ということで650万を上げさせていただいております。

次の8ページですが、3. 歳出。1款1項1目一般管理費、補正額が112万2,000円の減額でございます。これは、人事異動に伴います人件費の補正でございます。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額が650万。これは、現在中山間事業で実施しております宮代農道の改良工事に伴います水道管の移転補償に係る設計委託費と、水道管布設移転工事を補正するものでございます。これらは、全額県からの移転補償費を財源としております。650万のうち、設計委託費としまして150万、それから移転工事費としまして500万、合計650万ということで上げさせていただいております。

次に、議案第41号 平成22年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）。平成22年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,160万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成22年4月28日提出、東白川村長。

次の2ページ、3ページの歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきます。

2. 歳入。2款1項1目一般会計繰入金、補正額は40万3,000円ということで、一般会計からの繰入金でございます。

次のページですが、3. 歳出。1款1項1目一般管理費、補正額が40万3,000円。これは人事異動に伴います人件費の補正でございます。以上です。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

2番（桂川一喜君）

出産祝い金についてのことなんですけれども、これは、出産に対し村を挙げてお祝いするんだという流れから出されて議決をされたという経緯と伺っておりますが、他町村、全国的にされている場合と、今回の条例とを比較してみた場合、今回、2点ばかり気になるところがございますので、少し説明していただきたいと思います。

1点は、金額の算定については、全国的にもかなり幅があるようでしたので、当村における金額の算定の根拠、もしくは趣旨等を伺ってみたいというのが1点と、もう1点ですが、資格者についてなんですが、全国的には飛び込み支給ですとか、駆け込みを避けるために継続して1年以上の住所を有するという資格等の縛りがあったり、もう一方、継続して住んでいるということに関しては今回の条例案にも入っているので、全国的にも実はその部分があいまいなところが多くて、どうやって継続してそこに住所を定める気があるかということについては、実はほかの市町村の条例を見てもあまりはっきりしていないようなんですが、趣旨からすると、全国的に子供さえつくってくればいいというような趣旨に対するものなのか、あくまでも当村の人口をふやすんだという趣旨からによって、この辺は随分方向性が変わってくるかとも思いますし、そのあたりを今回の条例案を出

された趣旨として、2点ばかりお伺いしたいと思います。

議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江弘企君。

診療所事務局長（安江弘企君）

金額の算定につきましては、多く出しておるところがありますけれども、祝い金ということで村長と相談し決定をさせていただきましたし、それから資格につきましては、この条例をつくるときに継続して6ヵ月以上とか、1年以上というような条例を定めているところがありますけれども、出産される方に支給されることですので、例えば、それこそ妊娠9ヵ月ぐらいで転入された場合に、継続して住んでいないと支給できないということで、単純に悪用されることはないというふうに考えて、単純に祝い金を出すということで設定をさせていただきました。

議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 東白川村出産祝金に関する条例についてから議案第41号 平成22年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）までの6件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第36号 東白川村出産祝金に関する条例についてから議案第41号 平成22年度東白川村下水道特別会計補正予算（第1号）までの6件については、原案のとおり可決されました。

同意第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（服田順次君）

日程第17、同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、安倍徹君の退場を求めます。

〔6番 安倍徹君 退場〕

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについて。東白川村監査委員の任期満了につき次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成22年4月28日提出、東白川村長。

記、氏名、安倍徹、生年月日、昭和18年3月27日、住所、加茂郡東白川村神土5202番地。

提案理由を説明いたします。

任期満了により、前任の熊澤光介氏が退任されましたので、新たに議会代表の監査委員に、今回、安倍徹氏を選任するものです。安倍氏は、議員として11年在職、当選4回、議長経験もあり、幅広い分野でその高い見識で御活躍いただいているところでございます。よって、その経験を生かし、行財政のお目付役として高い視点で指導力を発揮していただけるものと思っております。

今回、議会から推薦をいただいております。村長としてさらに同意を求めるべく提出させていただきましたので、御審議をお願いいたします。

議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第6号 東白川村監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

安倍徹君の除斥を解除します。

〔6番 安倍徹君 入場〕

安倍徹君に東白川村監査委員の選任につき議会が同意したことを告知します。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（服田順次君）

日程第18、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、村長、村議の任期満了により行うものです。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に、村長 安江眞一君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました安江眞一君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました安江眞一君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選された村長 安江眞一君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

#### 閉会の宣告

議長（服田順次君）

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。平成22年第2回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前11時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長

議長

署名議員

署名議員